



埼玉県報

第 2 4 7 1 号
平 成 2 5 年 3 月 1 日
金 曜 日

目 次

条例

- [埼玉県県政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県県政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例\(政策調査課\)](#)

規則

- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の対象とならない施設\(人事課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [平成25年度前期技能検定の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [平成25年度随時実施技能検定の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [秦土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [川越都市計画火葬場の決定に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [北戸田駅東1街区第一種市街地再開発事業の事業計画変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施\(建築安全課\)](#)
- [二級建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [二級建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [二級建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [二級建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [24水整第404号荒川横断送水管路更新\(シールド\)工事に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [県道練馬川口線の区域の変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道練馬川口線の供用の開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道東大久保ふじみ野線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越上尾線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越上尾線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [一般国道140号の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道矢納浄法寺線の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道矢納浄法寺線の供用の開始\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県県政調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示\(政策調査課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三号)

(政策調査課)

一 趣旨

地方自治法の改正により県政調査費が政務活動費に改められたこと等に伴う

改正

二 内容

- (一) 題名を「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」に改める。
- (二) 政務活動費を充てることができる経費の範囲について規定する。
- (三) 議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努める。

三 施行期日

平成二十五年三月一日

条 例

埼玉県県政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三号

埼玉県県政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県県政調査費の交付に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県政務活動費の交付に関する条例

本則中「県政調査費」を「政務活動費」に改める。

第一条中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を加える。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第二条 政務活動費は、会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動（別表において「政務活動」という。）に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。

第七条の見出しを「（収支報告書等）」に改め、同条第一項中「以下」を「次項及び第三項並びに第九条において」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の収支報告書を提出するときは、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

第八条を削る。

第九条中「第六条」を「第二条」に、「使途基準」を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（透明性の確保）

第九条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

政務活動に要する経費

分類	経費	内容
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究(他の者に委託して行わせるものを含む。)、視察、研修等の活動又は会派の所属議員(会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。)の政務活動に資する研修等への参加に要する経費
広聴・広報活動費	広聴費 要請・陳情等活動費 広報費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議(会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。)等の開催又は会派会議等への出席に要する経費 政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費 政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費
経常的経費	人件費 事務所費 事務費 資料購入・作成費 交通費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費 会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費 政務活動のために必要な事務に要する経費 政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費 政務活動のために必要な移動等に要する経費

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の埼玉県政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の埼玉県政調査費の交付に関する条例の規定により交付された県政調

査費については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表四の項中「五一・一五」を「三六・五一」に、「五五四」を「六六〇」に改め、同表一九の項中「三五・四〇から五三・七一まで」を「三三・四四から五九・七八まで」に、「九六」を「九八」に改め、同表二二の項中「五一・〇〇」を「三四・八〇」に、「一一六」を「一三八」に改め、同表二三の項中「四三六」を「三八八」に改め、同表七三の項中「九〇」を「一七〇」に改め、同表一二六の項中「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表二〇九の項中「四八八」を「四三八」に改める。

第二条 埼玉県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中三〇五の項を三〇七の項とし、二七五の項から三〇四の項までを二項ずつ繰り下げ、二七四の項を二七五の項とし、同項の次に次のように加える。

二七六	三芳藤久保住宅	入間郡三芳町大字藤久保	中層耐火	五〇・四四	二〇
-----	---------	-------------	------	-------	----

別表中二七三の項を二七四の項とし、一五五の項から二七二の項までを一項ずつ繰り下げ、一五四の項の次に次のように加える。

一五五	春日部武里住宅	春日部市大畑	高層耐火	五〇・〇四	三〇
-----	---------	--------	------	-------	----

附 則

この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年二月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いちご福祉会

三 代表者の氏名

山本 豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市安行慈林九百九十六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活していく上で援助を必要としている精神障害者に対して、自立生活が出来る様に生活支援事業を行い、また、精神障害者が暮らしやすい地域社会を実現するために、広報・啓発活動を行い、もってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人めぐ
- 三 代表者の氏名
小沼 宏彰
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市久喜東一丁目七番二十三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、在宅での介護・援助が必要な高齢者やその家族、その他援助を必要とする人々に対して、住民参加と相互扶助の精神に基づき、地域社会に根ざした介護サービスを提供し、全ての人々が健康で文化的な暮らしができるよう、又、成年後見・相続等の老後の問題を抱える方々に対して、消費生活に関する様々な分野の専門家や団体と連携しながら、その解決方法と根本的な生活の立て直しに取り組みべく情報提供活動、調査研究、無料相談活動を行い、老後問題の根本的解決と被害者救済を旨とし、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与すること、を目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百二十三号

平成八年埼玉県告示第千百五十八号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の対象とならない施設について）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第三号を削る。

告 示

埼玉県告示第二百二十四号

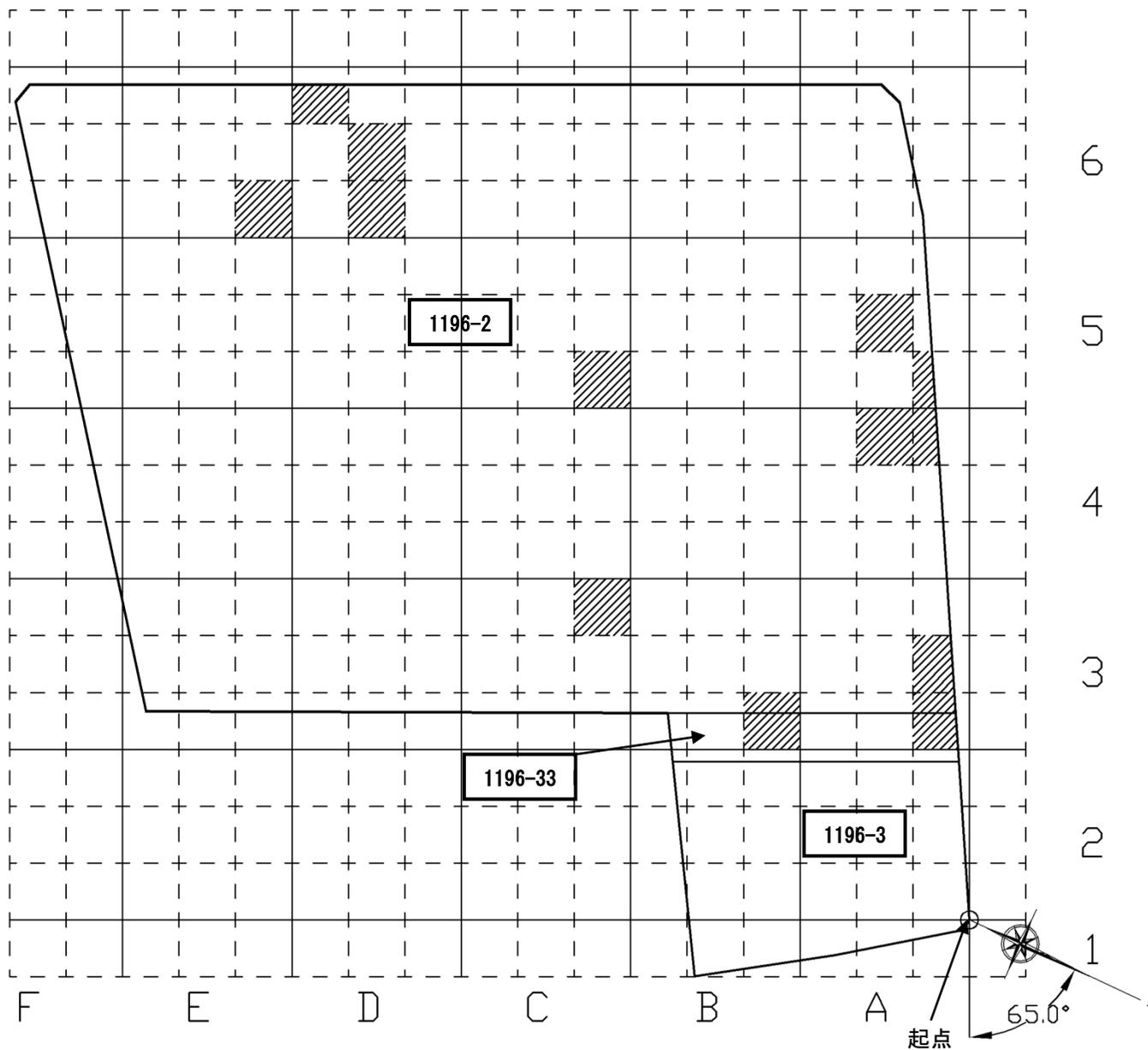
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目千百九十六番二の一部、千百九十六番三十三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物
- 四 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



起点
 起点は、埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目
 1196-3の敷地境界の最北端

格子の回転角度 65.0度
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度。

凡例
 - - - : 10m 格子
 ——— : 30m 格子
 ▨ : 形質変更時要届出区域

告示

埼玉県告示第二百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー志木下宗岡店

埼玉県志木市下宗岡二丁目千九百九十七番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- ・ 宮戸橋バス停から宗岡第三小学校までカーブにより見通しが悪く事故が多発している。交通量の増大が懸念されるため歩道、自転車道の確保に努めること。
- ・ 中心市街地活性化のため各種取組に積極的に参画・協力を行うこと。
- ・ 祭や伝統行事など、地域で行われる各種行事に対し、企画段階から参画し、行事等を実施する自治会をはじめとする各種団体に対し、可能な限り活動場所の提供や従業員による協力を行うこと。
- ・ 地域のコミュニティスペースの提供を行うこと。
- ・ 退店、撤退時期やその後の対応策等について、可能な限り早期に情報提供を行うこと。
- ・ 志木市商工会は、商店会をサポートし、地域全体の商業活性化を推進する団体であり、株式会社ヤオコーは地域を形作る事業者の一員であることを自覚し、テナント事業者を含め、志木市商工会に加入し、地域と連携して地域経済の活性化に取り組むこと。
- ・ 地域の事業者として地域経済の活性化に貢献するという視点から、商店会等が取り組む共同売出し等の共同事業への企画段階から参画や実施等のスベースの提供、地域の環境整備などの協力を行うこと。
- ・ 各店舗の販売商品や、店舗の清掃や警備、広告印刷や使用する事務用品などの間接部門においては、地域経済を活性化するため、志木市内の事業者との取引促進に努めること。

二 縦覧期間

平成二十五年三月一日から平成二十五年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第二百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら錦町店

埼玉県蕨市錦町土地区画整理事業施工区域内百四 二街区 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 今後、敷地南西側の都市計画道路（市道一二 六六）の交通量が増加した場合においても、駐車場への出入りについての安全性を継続して確保してください。

二 縦覧期間

平成二十五年三月一日から平成二十五年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

告示

埼玉県告示第二百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォルテ深谷

埼玉県深谷市東方町三丁目三十五番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ベルク深谷店

（変更後）フォルテ深谷

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計三者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

株式会社ユニク口 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山七百十七番地一

ハ 変更年月日

平成二十五年二月十三日

二 届出年月日

平成二十五年二月十八日

二 縦覧期間

平成二十五年三月一日から平成二十五年七月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月一日から平成二十五年七月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

OSCデオシティ新座

埼玉県新座市中野二丁目二千三十八外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社オリンピック 代表取締役 金澤良樹

東京都立川市曙町一丁目二十五番十五号 外 計六者

（変更後）株式会社オリンピック 代表取締役 金澤良樹

東京都立川市曙町一丁目二十五番十五号 外 計五者

ハ 変更年月日

平成二十四年十一月三十日

ニ 届出年月日

平成二十五年二月十五日

二 縦覧期間

平成二十五年三月一日から平成二十五年七月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月一日から平成二十五年七月一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第二百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

OSCデオシティ新座

埼玉県新座市中野二丁目二千三十八外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）オリンピック棟 午前六時三十分から午後十一時

専門店棟 午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十一時三十分

（変更後）午前六時から午後十一時三十分

八 変更年月日

平成二十五年三月八日

二 届出年月日

平成二十五年二月十五日

二 縦覧期間

平成二十五年三月一日から平成二十五年七月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月一日から平成二十五年七月一日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百二十号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十五年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上田清司

一 実施等級別職種

イ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、粉末冶金（成形・再圧縮作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業（学科試験のみ））、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、複写機組立て（複写機組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、木型製作（模型製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ロ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄

造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立て仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、塗装（金属塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

八 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

1 実施期日

平成二十五年六月五日（水）から同年九月十日（火）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

2 実施場所

協会が指定する場所

3 試験問題の公表

平成二十五年五月二十九日（水）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

1 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検定職種	実施期日
<p>一 三級</p> <p>園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾</p>	<p>平成二十五年七月二十一日（日）</p>

<p>一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>二 三級 金属熱処理</p> <p>三 単一等級 産業洗浄</p>	<p>平成二十五年八月二十五日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、複写機組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、木型製作、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>平成二十五年九月一日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾</p> <p>二 単一等級 路面標示施工及び塗料調色</p>	<p>平成二十五年九月八日(日)</p>

2 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- 1 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- 2 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にとっては、その資格を証する書面

- 3 手数料の払込みを証する書面

□ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇 〇〇七四)
八 受付期間

平成二十五年四月八日(月)から同年四月十九日(金)まで

二 受検申請に関する注意

1 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作付する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。

2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者については、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検定職種	手数料(円)
園芸装飾	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
造園	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
casting	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
金属熱処理	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
粉末冶金 <small>チャ</small>	一六、五〇〇
機械加工	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
放電加工	一六、五〇〇
金属プレス加工	一六、五〇〇
鉄工	一六、五〇〇
建築板金	一六、五〇〇
工場板金	一六、五〇〇

仕上げ	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
切削工具研削	一六、五〇〇
電子機器組立て	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
電気機器組立て	一六、五〇〇
産業車両整備	一六、五〇〇
鉄道車両製造・整備	一六、五〇〇
複写機組立て	一六、五〇〇
建設機械整備	一六、五〇〇
婦人子供服製造	一六、五〇〇
木型製作	一六、五〇〇
家具製作	一六、五〇〇
建具製作	一六、五〇〇
プラスチック成形	一六、五〇〇
石材施工	一六、五〇〇
とび	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
左官	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
ブロック建築	一六、五〇〇
タイル張り	一六、五〇〇
畳製作	一六、五〇〇
防水施工	一六、五〇〇
内装仕上げ施工	一六、五〇〇
サッシ施工	一六、五〇〇

表装	一六、五〇〇
塗装	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
フラワー装飾	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
機械保全	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
建築大工	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
舞台機構調整	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
商品装飾展示	一六、五〇〇（一一、〇〇〇）
路面標示施工	一六、五〇〇
塗料調色	一六、五〇〇
産業洗浄	一六、五〇〇

備考 手数料（円）の欄の（ ）は、埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十一号金額の欄の知事が別に定める者に関する公示（平成十二年埼玉県告示第四百十一号）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）
三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成二十五年七月二十一日（日）に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月二十三日（金）に、その他の職種にあつては同年十月四日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知
協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第二百三十一号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十五年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施等級別職種

イ 三級

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）及び塗装（金属塗装作業、噴霧塗装作業）

ロ 基礎一級

鑄造、機械加工、金属プレス加工、電子機器組立て、婦人子供服製造、寝具製作、印刷、製本、プラスチック成形、建築大工、とび、配管、型枠施工、鉄筋施工、防水施工及び塗装

ハ 基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

ロ 実施場所

協会が指定する場所

ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手続

イ 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号：330-0074）

ハ 受付期間

随時

二 受検申請に関する注意

1 申請書の用紙は、協会で交付する。

2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を銀行振込で協会に納付すること。

イ 実技試験（全職種）

一六、五〇〇円

ロ 学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

合格者に対し、合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告示

埼玉県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
秦土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出
があつた。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	船田祥一	埼玉県熊谷市日向千百八十四番地

告 示

埼玉県告示第二百三十二号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

さいたま市北区 地域

四 作業期間

平成二十五年二月二十二日から平成二十五年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第二百二十四号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量）

三 作業地域

北本市（一部）、鴻巣市（一部）

四 作業期間

平成二十五年二月二十五日から平成二十五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百二十五号

平成二十四年埼玉県告示第千四百十三号で公示した公共測量（画地確定測量）は、平成二十五年一月三十一日終了した旨測量計画機関の長である新座市長須田健治から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十六号

平成二十四年埼玉県告示第四百四十五号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十五年一月三十日終了した旨測量計画機関の長である大里郡寄居町長島田誠から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第二百二十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一一 二八 二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

深谷市黒田字上南原七百七十三番 外七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

浸透効果量 ○・五八七立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第二百二十八号

川越市から川越都市計画火葬場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、北戸田駅東1街区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

北戸田駅東1街区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成十七年九月六日から平成二十六年三月

三 施行地区

埼玉県戸田市大字新曾字芦原の一部、大字下笹目字谷口の一部

四 事務所の所在地

埼玉県戸田市新曾二二三一番地 第一芦原マンション二階二〇一号室

五 設立認可の年月日

平成十七年九月六日

六 変更の内容

資金計画

七 変更の認可の年月日

平成二十五年三月一日

告 示

埼玉県告示第二百四十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十五年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

平成二十五年七月七日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十五年九月十五日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

平成二十五年七月二十八日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十五年十月十三日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区大字深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県朝霞市大字岡四十八番地の一

東洋大学（朝霞キャンパス）

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区大字深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県朝霞市大字岡四十八番地の一

東洋大学（朝霞キャンパス）

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県朝霞市大字岡四十八番地の一

東洋大学（朝霞キャンパス）

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

イ 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者に限り行うことができる。

なお、平成二十四年以前の受験票又は合否の通知書を貼付すること。

(1) 受験申込受付期間

平成二十五年三月十九日（火）から平成二十五年四月三日（水）まで（受

験申込受付期間内の消印のあるものに限る。）

(2) 受験申込書の宛先

郵便番号一〇四―〇〇三一 東京都中央区京橋二丁目十四番一号

財団法人建築技術教育普及センター 本部

なお、簡易書留郵便によること。

ロ インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているもの限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十五年三月二十八日（木）から平成二十五年四月三日（水）まで

(二) 受付時間

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(2) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<http://www.jaenic.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

ハ 受付場所における受験申込み

(1) 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(一) 配布期間

平成二十五年三月十一日(月)から平成二十五年四月十五日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(二) 配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階

社団法人埼玉建築士会

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

(一) 受付期間

平成二十五年四月十一日(木)から平成二十五年四月十五日(月)まで

(二) 受付時間

午前十時から午後五時まで

(三) 受付場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

平成二十五年六月十二日(水)頃

ロ 発表の方法

財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験を実施する試験会場に掲示する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

平成二十五年八月二十七日(火)頃

(二) 発表の方法

財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

平成二十五年九月十日（火）頃

(二) 発表の方法

財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

平成二十五年十二月五日（木）頃

(2) 発表の方法

財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

告 示

埼玉県告示第二百四十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十五年二月二十五日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

関根 忠男

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第三九四四号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第三号による

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十五年二月二十五日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

上村 正

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第一三五九八号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第三号による

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十五年二月二十五日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

長谷川 政己

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第一四九七三号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第三号による

告 示

埼玉県告示第二百四十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十五年二月二十五日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

大室 伊佐雄

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第一一七〇六号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第三号による

告 示

埼玉県告示第二百四十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

東京都渋谷区代々木二丁目二番一号

株式会社アイヴィジット

二 指定年月日

平成二十五年二月十四日

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷三丁目二十五番十八号

トランス・コスモス株式会社

二 取消年月日

平成二十五年三月一日

告 示

埼玉県公営企業告示第十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年三月一日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

- 1 落札に係る建設工事の名称
24水整第404号荒川横断送水管路更新(シールド)工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県水道整備事務所 埼玉県さいたま市桜区五関387-2
- 3 落札者を決定した日
平成25年2月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
西松建設株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目20番10号
- 5 落札金額
3,537,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年11月27日

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原

正 明

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 練馬川口線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>で 同市笹目南町六五四二番地先ま</p>	<p>地先 から 戸田市早瀬一丁目三六二六番一</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・六 ） 一九・一</p>	<p>九・八 ） 一四・六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八七・五</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>による 辺島橋架け替え事業</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原

正 明

練馬川口線	路線名
戸田市早瀬一丁目三六二六番一地从先から 同市笹目南町六五四二番地先まで	供用開始の区間
平成二十五年三月一日	供用開始の期日
平成二十五年三月一日付け、さいたま県土整備事務所長告示第三号で区域変更した区間の一部供用開始。	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 小 島 一 男

東大久保ふじみ野線	路 線 名
ふじみ野市大字駒林字新田前二八七番地先から同市大字駒林新田字新田前二九八番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	供用開始の区間
平成二十五年三月一日	供用開始の期日
延長一八二・九メートル	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越上尾線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで	川越市宮下町二丁目一 番 二 地先から	区 間
一三・一三	六・六五 八・四四	敷地の幅員 (メートル)
一二・〇六	二九・五〇	延長 (メートル)
る。	道路改良事業によ	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 小 島 一 男

路線名	川越上尾線
供用開始の区間	川越市宮下町二丁目一番二地先 から同市宮下町一番六地先まで
供用開始の期日	平成二十五年三月一日
備考	延長二九・五〇 メートル

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
野字川宿八六〇番四地先まで	秩父市荒川上田野字安戸二一 四七番一地先から同市荒川日	秩父市荒川上田野字安戸二一 四七番一地先から同市荒川日 野字川宿八六〇番四地先まで	区 間
三九・四四	一四・八〇 }	一六・八四	敷地の幅員 (メートル)
一九七・二〇	二〇三・八〇		延長 (メートル)
		旧 A を秩父市に引き 継ぐ。	備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋

剛

一 道路の種類 県道

二 路線名 矢納浄法寺線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	児玉郡神川町大字上阿久原字住居野八〇八番二地先から同郡同町大字下阿久原字住居野一一二七番地	区 間
四七・七〇	一六・二〇	敷地の幅員 (メートル) 五・一一
	四二四・〇〇	延長 (メートル)
	地方特定道路(改築)整備工事による。	備考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋

剛

路線名	矢納浄法寺線
供用開始の区間	児玉郡神川町大字上阿久原字住居野八〇八番二地先から同郡同町大字下阿久原字住居野一一二七番地先まで
供用開始の期日	平成二十五年三月一日
備考	平成二十五年三月一日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四二四・〇〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月二十七日

指令川建セ第二四〇一〇五〇号

二 検査済証番号

平成二十五年二月二十五日

川建セ第二四〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上小見野字家附三番町四六一番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県上尾市今泉一丁目三五番地一一 シャトル富永 A 202

杉山 彰

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十月二十二日

指令川建セ第二四〇〇七三〇号

二 検査済証番号

平成二十五年二月二十五日

川建セ第二四〇〇一一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上大屋敷字合ノ田三七七番一、三七八番一、三七八番

二、三七九番一、三七九番二、三八〇番一、三八〇番三、大字出丸中郷字辰ヶ谷

戸二七七七番一、二七七八番二、二七七九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社 セブノイレブン・ジャパン 代表取締役 井阪 隆一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十月二十五日

指令川建セ第二四〇〇八〇〇号

二 検査済証番号

平成二十五年二月二十二日

川建セ第二四〇一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字中爪字榎戸五五三番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字西古里五四一番地一

黒田 輝彦

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年三月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

指定番号	一一六
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年二月二十七日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県東松山市大字葛袋字山根乙八百八十番地先から 埼玉県東松山市大字葛袋字山根甲七百九十一番地先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字葛袋字山根乙八百五十四番地先から 埼玉県東松山市大字葛袋字山根甲八百十七番一地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>七百七・〇四メートル</p> <p>七百三十四・〇四メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十一・二五メートル</p> <p>十一・二五メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年三月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指定番号	一一七
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二條第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年二月二十七日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県東松山市葛袋四百三十一番地先から 埼玉県東松山市葛袋八百七十四番地先まで</p> <p>埼玉県東松山市葛袋八百一十一番地先から 埼玉県東松山市葛袋七百一十一番地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>八十八・八メートル</p> <p>百九十八・五メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十一・二五メートル</p> <p>十一・二五メートル</p>

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県政調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月一日

埼玉県議会議長 小 島 信 昭

埼玉県政調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県政調査費の交付に関する規程（平成十三年埼玉県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県政務活動費の交付に関する規程

本則中「県政調査費」を「政務活動費」に改める。

第四条第一項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第五条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

第六条を削る。

第七条の見出し中「等」を「の写しの送付」に改め、同条第一項中「第七条」を「第七条第一項及び第二項」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会計帳簿の保管等）

第七条 会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製してその内訳を明確にし、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類（次項において「証拠書類」という。）を整理保管するとともに、政務活動費の適正な執行に努めるものとする。

2 議長は、会派から提出された収支報告書及び証拠書類の写しを保管し、提出を受けた日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

第八条を削る。

別表を削る。

様式第一号から様式第四号までの規定中「県政調査費」を「政務活動費」に改める。

様式第五号中「県政調査費」を「政務活動費」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

様式第六号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「県政調査費」を「政務活動費」に改める。

様式第六号の別紙を次のように改める。

〇〇年度政務活動費収支報告書
会派名

1 収入
政務活動費 _____ 円

2 支出 _____ 円

(単位：円)

分類	経費	支出額
策立案活動費 調査研究・政 調査研究費	調査研究費	
	グループ活動費	
	広聴費	
広聴・広 報活動費	広聴費	
	要請・陳情等活動費	
	広報費	
	人件費	
経常的経費	事務所費	
	事務費	
	資料購入・作成費	
	交通費	
合	計	

3 残余 _____ 円

様式第七号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「県政調査費」を「政務活動費」に、「第7条第3項」を「第6条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の埼玉県政務活動費の交付に関する規程（次項において「新規程」という。）の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された県政調査費については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に提出されている改正前の埼玉県政調査費の交付に関する規程第二条の規定による会派の届出は、新規程第二条の規定により提出された会派の届出とみなす。